

課税標準の特例

名称	対象資産概要（一例抜粋）	根拠法令 (地方税法)	取得時期	適用期間	特例率	添付書類（例）	
ガス事業用資産	一般ガス導管事業の用に供する償却資産	第349条の3第2項	条件なし	期限なし	最初の5年 1/3 次の5年 2/3	なし	
家庭的保育事業	家庭的保育事業の認可を得た者が直接その用に供する償却資産	第349条の3第27項	条件なし	期限なし	1/2（わがまち特例）	法人登記簿謄本、 認可証又は指定書の写し等	
居宅訪問型保育事業	居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接その用に供する償却資産	第349条の3第28項	条件なし	期限なし	1/2（わがまち特例）	法人登記簿謄本、 認可証又は指定書の写し等	
事業所内保育事業	事業所内保育事業の認可を得た者が直接その用に供する償却資産（利用定員が5人以下）	第349条の3第29項	条件なし	期限なし	1/2（わがまち特例）	法人登記簿謄本、 認可証又は指定書の写し等	
汚水又は廃液処理施設	汚水又は廃液の処理施設で使用する沈殿でん又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾ろ過装置 等	附則第15条第2項第1号	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	期限なし	1/2（わがまち特例）	特定施設設置（使用、変更）届出書の写し	
ごみ処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規定されたごみ処理施設、集じん装置その他の附属設備 等	附則第15条第2項第2号	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	期限なし	1/2	一般廃棄物処理施設設置許可申請書及び許可書の写し	
一般廃棄物の最終処分場	一般廃棄物の最終処分場で使用される擁壁、えん堤、コンクリート槽 等	附則第15条第2項第3号	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	期限なし	2/3	一般廃棄物処理施設設置許可申請書及び許可書の写し	
産業廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規定された焼却装置、分解装置、溶融装置 等	附則第15条第2項第4号	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	期限なし	1/3	産業廃棄物処理施設設置許可申請書及び許可書の写し 環境大臣の認定を受けている場合は、それが分かる書類の写し	
下水道除害施設	沈殿でん又は浮上装置、油水分離装置、中和装置、酸化又は還元装置、凝ぎょう集沈殿でん装置及びイオン交換装置	附則第15条第2項第5号	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	期限なし	4/5（わがまち特例）	除害施設新設等届出書の写し	
低公害車用水素供給施設	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものに水素を充填するための設備（一基の取得価額3億円以上のもの）	附則第15条第7項	令和5年4月1日～ 令和9年3月31日	3年間	5/6	クリーンエネルギー自動車普及促進充電・充てんインフラ等導入促進事業費の補助金交付決定通知書の写し	
利便性向上公共施設	都市再生特別措置法に基づき認定を受けた者が認定事業により利便性向上を目的とした公共施設等の用に供する償却資産（公園、広場、緑化施設、通路、道路等）	附則第15条第14項本文	令和5年4月1日～ 令和8年3月31日	5年間	3/5（わがまち特例）	認可証又はそれに類する書類	
再生可能エネルギー発電設備	太陽光発電 特定太陽光発電	FIT・FIP制度の対象設備を除き、以下条件を満たした太陽光発電設備及び周辺装置 (1)グリーンイノベーション基金補助金を受けて取得したペロプスカイト太陽電池を使用した一定の設備 (2)認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した一定の設備でいずれにも該当するもの ①出力50kw以上 ②次に掲げるいずれかの要件を満たしている ア.二酸化炭素排出抑制対策事業費（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金及び民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業に限る） イ.需要家主導型太陽光発電・再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業費（需要家主導型太陽光発電の導入支援事業に限る） ウ.株式会社脱炭素化支援機構が行う対象事業活動に対する投融資 (3)建築物の屋根及び公有地に設置された設備でないこと	附則第15条第25項第1号イ (出力1,000kw未満)	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	3年間	1/2（わがまち特例）	各種補助金交付決定通知書の写し 計画認定通知書の写し
			附則第15条第25項第3号イ (出力1,000kw以上)	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	3年間	7/12（わがまち特例）	
再生可能エネルギー発電設備	風力発電	FIT・FIP制度の認定を受けた風力発電設備	附則第15条第25項第1号口 (出力20kw以上)	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	3年間	1/2（わがまち特例）	計画認定通知書の写し
			附則第15条第25項第3号口 (出力20kw未満)	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	3年間	7/12（わがまち特例）	
再生可能エネルギー発電設備	水力発電	FIT・FIP制度の認定を受けた水力発電設備	附則第15条第25項第3号ハ (出力5,000kw以上)	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	3年間	7/12（わがまち特例）	計画認定通知書の写し
			附則第15条第25項第4号イ (出力5,000kw未満)	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	3年間	1/3（わがまち特例）	
再生可能エネルギー発電設備	地熱発電	FIT・FIP制度の認定を受けた地熱発電設備	附則第15条第25項第1号ハ (出力10,000kw未満)	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	3年間	1/2（わがまち特例）	計画認定通知書の写し
			附則第15条第25項第4号口 (出力10,000kw以上)	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	3年間	1/3（わがまち特例）	
再生可能エネルギー発電設備	バイオマス発電	FIT・FIP制度の認定を受けたバイオマス発電設備 (出力20,000kw未満)	附則第15条第25項第1号ニ (出力10,000kw以上)	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	3年間	1/2（わがまち特例）	計画認定通知書の写し
			附則第15条第25項第2号 (出力10,000kw以上) 木質バイオマスまたは農産物の収穫に伴って生じるバイオマスに該当するもの	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	3年間	11/14（わがまち特例）	
			附則第15条第25項第4号ハ (出力10,000kw未満)	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	3年間	1/3（わがまち特例）	
一体型滞在快適性等向上事業用設備	都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が、当該事業により整備した償却資産 オープンスペース化した土地の上に設置された償却資産に該当するもの（柵、ベンチ、アーチード、街灯等）	附則第15条第37項	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	5年間	1/3（わがまち特例）	認定通知書または類するものの写し	
雨水貯留浸透施設	特定都市河川浸水被害対策法に規定する認定事業者が認定計画に基づいて設置した雨水貯留浸透施設	附則第15条第40項第1号	令和6年12月24日 (法施行日)～ 令和9年3月31日	期限なし	1/3（わがまち特例）	対象施設の検査終了の旨を証する書類	

名称	対象資産概要（一例抜粋）	根拠法令 (地方税法)	取得時期	適用期間	特例率	添付書類（例）	
生産性向上に資する先端設備等	令和7年3月31日まで取得（賃上げ表明なし）	令和5年4月以降に中小事業者等が先端設備等導入計画の認定後に導入計画に基づき取得した機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備	旧附則第15条第44項本文	令和5年4月1日～令和7年3月31日	3年間	1/2	<ul style="list-style-type: none"> ・先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し（先端設備等導入計画申請時に提出した各種添付書類の写しを含む） ・先端設備等導入計画に係る認定書の写し ・先端設備等に係る投資計画に関する確認書の写し ・従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し（特例率1/3を受ける場合に必要） ・リース契約書の写し（所有権移転外リース資産の場合） ・公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書の写し（所有権移転外リース資産の場合）
	令和7年3月31日まで取得（賃上げ表明あり）	令和5年4月以降に中小事業者等が先端設備等導入計画の認定後に導入計画に基づき取得した機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備（計画内に雇用者賃上げ表明を証する書類がある場合）	旧附則第15条第44項但し書		最大5年間（令和6年4月以降取得場合4年間）	1/3	
	令和7年4月1日以降取得（賃上げ率1.5%以上3%未満）	令和7年4月以降に中小事業者等が先端設備等導入計画の認定後に導入計画に基づき取得した機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備（計画内の雇用者賃上げ率が1.5%以上3%未満の場合）	附則第15条第43項	令和7年4月1日～令和9年3月31日	3年間	1/2	<ul style="list-style-type: none"> ・先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し（先端設備等導入計画申請時に提出した各種添付書類の写しを含む） ・先端設備等導入計画に係る認定書の写し ・先端設備等に係る投資計画に関する確認書の写し ・従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し ・リース契約書の写し（所有権移転外リース資産の場合） ・公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書の写し（所有権移転外リース資産の場合）
	令和7年4月1日以降取得（賃上げ率3%以上）	令和7年4月以降に中小事業者等が先端設備等導入計画の認定後に導入計画に基づき取得した機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備（計画内の雇用者賃上げ率が3%以上の場合）	附則第15条第43項但し書		5年間	1/4	